

## 第59回 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2024年7月26日（金曜日） 午前10時

**開催場所** 東京都港区高輪三丁目13番1号

グランドプリンスホテル新高輪 国際館パミール3階 こんろん 崑崙

**議案及び** **第1号議案** 剰余金の処分の件

**参考事項** **第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

**第3号議案** 監査等委員である取締役1名選任の件

株式会社 伊藤園

証券コード：2593



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。  
<https://p.sokai.jp/2593/>



証券コード 2593  
2024年7月4日

株 主 各 位

東京都渋谷区本町三丁目47番10号

株式会社 **伊藤園**

代表取締役社長 本 庄 大 介

## 第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.itoen.co.jp/ir/schedule/meeting/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「IR投資家情報」「IRイベント」「株主総会」を順にご選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/2593/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「伊藤園」または「コード」に当社証券コード「2593」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従って2024年7月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年7月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪三丁目13番1号  
グランドプリンスホテル新高輪 国際館パミール 3階 こんろん 崑崙
3. 目的事項
- 報告事項
1. 第59期（2023年5月1日から2024年4月30日まで）事業報告及び計算書類の報告の件
  2. 第59期（2023年5月1日から2024年4月30日まで）連結計算書類の報告ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

◎以下の事項は、電子提供措置事項として本招集ご通知1頁に記載の当社ウェブサイト等の各ウェブサイトに掲載しており、法令及び当社定款第23条第2項の規定に基づき、書面交付請求された株主様にご送付している電子提供措置事項記載書面には記載していません。

1. 計算書類の個別注記表
2. 連結計算書類の連結注記表

したがって、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部です。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト等の各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

## お願い

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。
- 株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<https://www.itoen.co.jp>

## 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

### 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

**日時** 2024年7月26日(金曜日)午前10時

**場所** 東京都港区高輪三丁目13番1号

グランドプリンスホテル新高輪 国際館パミール 3階 こんろん 崑崙

### 書面で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

**行使期限** 2024年7月25日(木曜日)午後5時到着分まで

### インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

**行使期限** 2024年7月25日(木曜日)午後5時まで

インターネット等と書面により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。



# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

利益配分につきましては、安定的な利益配分を基本とし、配当を行ってまいります。

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

なお、第1種優先株式に対する当期の期末配当につきましては、第1種優先株式の内容に基づき、1株当たり普通株式1株に対して交付する金銭の額に、125パーセントを乗じた額（小数第一位まで算出し、小数第一位を切り上げる。）の金銭とさせていただきます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金21円

普通株式配当総額 金1,853,722,542円

当社第1種優先株式1株につき金27円

第1種優先株式配当総額 金845,189,289円

なお、中間配当金を含めました当期の年間配当は、普通株式1株につき金42円、第1種優先株式1株につき金54円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年7月29日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、企業価値向上に向けた投資等に活用し、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 7,000,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 7,000,000,000円

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、1名減員し、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	再任 ほん しょう はち ろう 本 庄 八 郎	取締役名誉会長
2	再任 ほん しょう だい すけ 本 庄 大 介	代表取締役社長 執行役員
3	再任 ほん しょう しゅう すけ 本 庄 周 介	代表取締役副社長 執行役員 営業統括本部長 CDO マーケティング本部
4	再任 なか の よし ひさ 中 野 悦 久	取締役 専務執行役員 生産本部長 CSO 物流本部
5	再任 かみ や しげる 神 谷 茂	取締役 専務執行役員 総合企画部兼・特命担当
6	再任 ヨウスケジェイオーシャンブライトホンジョウ Yosuke Jay Oceanbright Honjo	取締役 執行役員 米国事業
7	再任 ひら た あつし 平 田 篤	取締役 専務執行役員 管理本部長 CHRO コンプライアンス 内部統制
8	再任 社外 独立 たか の ひで お 高 野 秀 夫	社外取締役
9	再任 社外 独立 あ べ けい こ 阿 部 啓 子	社外取締役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の 種類及び数	当社との 特別の 利害関係
1	ほん じょう はち ろう 本 庄 八 郎 (1940年8月31日生)	1964年 8 月 日本ファミリーサービス株式会社設立 同社取締役 1966年 8 月 フロンティア製茶株式会社 (1969年5月に株式会社伊藤園に商号変更) 設立 同社取締役 1969年 5 月 当社常務取締役 1970年 6 月 当社専務取締役 1978年 5 月 当社取締役副社長 1987年 4 月 当社代表取締役副社長 1988年 5 月 当社代表取締役社長 2009年 5 月 当社代表取締役会長 2024年 5 月 当社取締役名誉会長 (現任)	普通株式 2,446,230株 第1種 優先株式 882,900株	なし
(取締役候補者とした理由) 本庄八郎氏は、当社創業者として強いリーダーシップを発揮し、長年経営を担ってきました。また、グループ経営における豊富な経験と実績を有しております。今後もグループのガバナンス強化や業務執行に対する監督を適切に行い、持続的な企業価値向上を目指すにあたり適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。				
2	ほん じょう だい すけ 本 庄 大 介 (1963年10月7日生)	1987年 4 月 当社入社 1990年 7 月 当社取締役 1997年 5 月 当社常務取締役 2000年 5 月 当社専務取締役 2002年 7 月 当社代表取締役副社長 2009年 5 月 当社代表取締役社長 2019年 5 月 当社代表取締役社長執行役員(現任) (重要な兼職の状況) ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. Director	普通株式 1,165,660株 第1種 優先株式 216,870株	なし
(取締役候補者とした理由) 本庄大介氏は、豊富な経験と知見を活かし経営の指揮を執り続けています。健康創造企業として世界のティーカンパニーとなるべく、持続的な発展・企業価値向上を目指し、今後も業務執行を行う適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の 種類及び数	当社との 特別の 利害関係
3	ほん じょう しゅう すけ 本 庄 周 介 (1967年9月27日生)	1994年4月 当社入社 2003年7月 当社取締役 2005年5月 当社常務取締役 2008年5月 当社専務取締役 2010年5月 当社取締役副社長 2014年8月 当社代表取締役副社長 2018年5月 当社営業統括本部長(現任) 2019年5月 当社代表取締役副社長執行役員(現任) 2021年5月 当社CDO(チーフ・デジタル・オフィサー)(現任) 2022年5月 当社マーケティング本部 担当(現任)  (重要な兼職の状況) タリスコーヒージャパン株式会社 代表取締役 チチヤス株式会社 代表取締役 ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. Director	普通株式 513,690株 第1種 優先株式 81,480株	なし
(取締役候補者とした理由) 本庄周介氏は、長年にわたり営業部門を指揮し、取引先との関係強化に尽力しています。また、豊富な経験と経営全般に関する知見を有しており、今後も業務執行を行う適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。				
4	なか の よし ひさ 中 野 悦 久 (1966年6月27日生)	1989年3月 当社入社 2010年5月 当社人事総務本部長 2010年7月 当社取締役 2014年5月 当社常務取締役 2015年5月 当社広域流通営業本部長 2019年5月 当社取締役専務執行役員(現任) 当社生産本部長(現任) 2022年5月 当社物流本部 担当(現任) 2023年5月 当社CSO(チーフ・サステナビリティ・オフィサー)(現任)  (重要な兼職の状況) ITO EN AUSTRALIA PTY. LIMITED Director	普通株式 14,100株 第1種 優先株式 2,000株	なし
(取締役候補者とした理由) 中野悦久氏は、これまで営業部門や人事総務部門を指揮し、現在は生産部門・物流部門の指揮を執っており、豊富な経験と知識を有しています。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者となりました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の 種類及び数	当社との 特別の 利害関係
5	かみ や しげる 神 谷 茂 (1959年9月15日生)	1982年3月 当社入社 2012年5月 当社執行役員 当社広域量販店営業本部長 2014年7月 当社取締役 2016年5月 当社常務取締役 2019年5月 当社広域流通営業本部 担当 当社取締役専務執行役員 (現任) 2021年5月 当社東京・千葉地域営業本部長 2022年5月 当社広域量販店営業本部 担当 2023年5月 当社総合企画部 担当 2024年5月 当社総合企画部兼・特命担当 (現任)	普通株式 11,700株 第1種 優先株式 640株	なし
(取締役候補者とした理由) 神谷茂氏は、主として営業部門を指揮し、これまでコンビニエンスストア・量販店・地域営業といった全てのチャンネルで積極的な営業展開を推進し、取引先との関係強化に尽力してきました。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者となりました。				
6	ヨウ スケ ジェイ オーシャンブライト ホンジョウ Yosuke Jay Oceanbright Honjo (1966年11月29日生)	1992年3月 当社入社 2001年5月 ITO EN(North America) INC. President & CEO (現任) 2002年7月 当社取締役 (現任) 2015年2月 Distant Lands Trading Co. CEO (現任) 2015年11月 ITO EN(Hawaii)LLC CEO (現任) 2023年6月 当社執行役員 米国事業 担当 (現任) (重要な兼職の状況) ITO EN(North America) INC. President&CEO Distant Lands Trading Co. Chairman of the Board/CEO ITO EN (Hawaii) LLC CEO/COO	普通株式 480,350株 第1種 優先株式 一株	なし
(取締役候補者とした理由) Yosuke Jay Oceanbright Honjo氏は、米国での事業をCEOとして指揮し、米国事業進出時から当社がグローバルな事業経営を推進するために尽力してきました。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者となりました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の 種類及び数	当社との 特別の 利害関係
7	ひら た あつし 平田 篤 (1963年7月25日生)	1988年5月 当社入社 2010年5月 当社執行役員 2012年5月 当社管理本部長 2014年5月 当社常務執行役員 当社人事総務本部長 2016年5月 当社管理本部長(現任) 2019年5月 当社専務執行役員 当社内部統制 担当(現任) 2020年7月 当社取締役専務執行役員(現任) 2022年5月 当社コンプライアンス 担当(現任) 2023年5月 当社CHRO(チーフ・ヒューマン・リソース・オフィサー)(現任) (重要な兼職の状況) ITO EN(North America) INC. Director	普通株式 2,665株 第1種 優先株式 120株	なし
(取締役候補者とした理由) 平田篤氏は、主として管理部門を指揮し、財務経理・人事総務分野における豊富な経験と知識を有しています。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者となりました。				
8	たか の ひで お 高野 秀夫 (1951年7月25日生)	1977年4月 東京商工会議所入所 2006年4月 東京商工会議所総務統括部長 2009年4月 東京商工会議所理事・事務局長 2012年4月 東京商工会議所常務理事 2015年10月 日本小売業協会専務理事 2015年11月 一般財団法人日本民族工芸技術保存協会理事長 2016年6月 東京商工会議所常任参与 2019年5月 日本小売業協会参与(現任) 2020年7月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 日本小売業協会参与	普通株式 一株 第1種 優先株式 一株	なし
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 高野秀夫氏は、長年東京商工会議所において様々な企業の経営支援に深く参画されてきました。その豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会・経営陣から独立した立場で助言・提言等、当社グループの企業価値向上に資する発言を行っています。これらの実績と豊富な経験を踏まえ、引き続き当社のグループ経営に対する助言と実効性の高い監督としての役割を期待し、社外取締役候補者となりました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の 種類及び数	当社との 特別の 利害関係
9	あ べ けい こ 阿 部 啓 子 (1947年3月8日生)	1994年6月 東京大学農学部助教授 1996年4月 東京大学大学院 農学生命科学研究科教授 2008年4月 公益財団法人神奈川科学 技術7がミ(現 地方独立行政 法人神奈川県立産業技術総合研 究所) 研究顧問 2010年4月 東京大学大学院 農学生命科学研究科特任教授 2010年6月 東京大学名誉教授(現任) 2019年6月 太陽化学株式会社社外取締役(現任) 2022年7月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 東京大学名誉教授 太陽化学株式会社社外取締役	普通株式 -株 第1種 優先株式 -株	なし
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 阿部啓子氏は、東京大学大学院農学生命科学研究科の教授として豊富な経験と専門的知見を有し、長年にわたり食品の機能性研究の分野において活躍されてきました。食品の機能性研究の豊富な経験と専門的知見を活かし、中長期経営に関わる研究分野に対して有用な意見・助言を行うなど、企業価値向上に資する発言を行っています。これらの実績と豊富な経験を踏まえ、引き続き当社のグループ経営に対する助言と実効性の高い監督としての役割を期待し、社外取締役候補者となりました。				

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高野秀夫氏及び阿部啓子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者が過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与していないものであるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由について  
 高野秀夫氏は、長年東京商工会議所において様々な企業の経営支援に携わっており、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。  
 阿部啓子氏は、大学及び大学院教授として食品の機能性研究の分野において長年にわたり携わっており、豊富な経験と専門的知見を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
4. 高野秀夫氏及び阿部啓子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって高野秀夫氏が4年、阿部啓子氏は2年となります。
5. 当社は高野秀夫氏及び阿部啓子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、高野秀夫氏及び阿部啓子氏の再任が承認された際には、当該契約を継続する予定であります。

6. 当社及び当社グループの取締役、監査役、執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を保険会社との間で締結しております。これにより、役員等がその職務の執行に関して損害賠償責任を負った場合に生じた損害等を補填することとしております。  
ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合は補填されないなど一定の免責事由があります。当該議案が原案どおり承認された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となる予定であります。  
契約期間は1年間であり、期間満了前に取締役会にて決議の上、更新する予定であります。
7. 高野秀夫氏及び阿部啓子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、当社は独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。原案通り選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役田中豊氏は2023年12月1日をもって一身上の都合により辞任されました。

つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任されます監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、田中豊氏の任期が満了する2025年7月開催予定の第60回定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。  
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の 種類及び数	当社との 特別の 利害関係
おくだ よしひこ 奥田 芳彦 (1957年8月20日生)	1976年3月 福岡国税局入局 2004年7月 福岡国税不服審判所 国税副審判官 2006年7月 小倉税務署副署長 2009年7月 税務大学校専門教育部教授 2013年7月 鹿屋税務署長 2015年4月 東京国税不服審判所 横浜支所長 2017年4月 高松国税不服審判所長 2018年3月 国税庁長官官房付 2018年6月 税理士登録 2020年3月 株式会社ミルボン 社外監査役 (現任) 2021年12月 株式会社SKMビジネス 取締役 (現任)  (重要な兼職の状況) 株式会社ミルボン社外監査役	普通株式 一株 第1種 優先株式 一株	なし

(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

奥田芳彦氏は、税理士としての専門的な知見ならびに幅広い知識及び経験を有しております。これらの豊富な経験と専門的な知見を活かした助言や当社の経営に対する実効性の高い監査を行っていただけるものと判断し、新たに社外取締役候補者となりました。

- (注)
- 奥田芳彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 奥田芳彦氏は、新任取締役候補者であります。
  - 奥田芳彦氏は、社外取締役候補者であります。
  - 社外取締役候補者が過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与していないものであるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由について  
奥田芳彦氏は、税理士としての専門的な知見ならびに幅広い知識及び経験を有しており、豊富な経験と専門的な知見を有していることから、社外取締役としての職務を遂行することができるものと判断しております。

5. 当該起案が原案どおり承認された場合には、当社は奥田芳彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。
6. 当社及び当社グループの取締役、監査役、執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を保険会社との間で締結しております。これにより、役員等がその職務の執行に関して損害賠償責任を負った場合に生じた損害等を補填することとしております。  
ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合は補填されないなど一定の免責事由があります。当該議案が原案どおり承認された場合には、候補者は当該保険契約の被保険者となる予定であります。  
契約期間は1年間であり、期間満了前に取締役会にて決議の上、更新する予定であります。
7. 奥田芳彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、当社は独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

(ご参考)

スキル・マトリックス（本総会において各候補者が選任された場合）

	氏名	役職	企業経営	ブランド戦略 マーケティング 営業	R&D・農業 調達・製造	海外戦略	財務・会計	人事・労務 人材開発	ESG	法務 コンプライアンス リスク管理
取締役	1 本庄 八郎	取締役名誉会長	○			○				
	2 本庄 大介	代表取締役社長 執行役員	○	○		○			○	
	3 本庄 周介	代表取締役副社長 執行役員	○	○		○			○	
	4 中野 悦久	取締役 専務執行役員	○		○				○	
	5 神谷 茂	取締役 専務執行役員	○	○						
	6 Yosuke Jay Oceanbright Honjo	取締役 執行役員	○	○		○				
	7 平田 篤	取締役 専務執行役員	○				○	○		○
	8 高野 秀夫	社外取締役	○						○	
	9 阿部 啓子	社外取締役			○				○	
監査等委員 である 取締役	1 近藤 清	取締役		○						○
	2 白井 祐一	社外取締役	○					○	○	
	3 横倉 仁	社外取締役					○			○
	4 奥田 芳彦	社外取締役					○		○	

※上記一覧表は、各人の有する全てのスキルを表すものではありません。

各人の有する、特に専門性の高いスキル最大4つに○を付けています。

(ご参考)

<社外取締役の独立性判断基準>

当社は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準を踏まえて、以下を当社の社外取締役の独立性判断基準とする。

- ・ 次のいずれについても該当せず、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと認められる者
- (1) 現在及び過去10年間に於いて、当社グループの業務執行者
- (2) 現在及び過去5年間に於いて、次の①から⑧のいずれかに掲げる者
  - ① 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - ② 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
  - ③ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
  - ④ 当社グループの会計監査人である監査法人の社員、パートナー又は従業員
  - ⑤ 当社グループの主要株主（当該主要株主が法人である場合は、その業務執行者）
  - ⑥ 当社グループが主要株主である法人の業務執行者
  - ⑦ 役員相互就任の関係となる法人の業務執行者
  - ⑧ 当社グループから一定額の寄付又は助成を受けている者（当該寄付又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、その業務執行者）
- (3) 上記(1)又は(2)に掲げる者（重要な者に限る。）の近親者

(注)

1. 「当社グループ」とは、当社及び当社の子会社をいう。
2. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、業務を執行する社員、その他これらに相当する者、使用人をいう。
3. 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、取引先の直近事業年度における連結売上高（連結売上収益）の2%以上の額の支払を、当社グループから受けた者をいう。
4. 「当社グループの主要な取引先」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
  - ・ 当社グループの直近事業年度における連結売上高の2%以上の額の支払を、当社グループに行った者
  - ・ 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者

5. 「多額の金銭その他の財産」とは、直近事業年度において、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は、当該団体の総収入額の2%以上の金銭その他の財産上の利益をいう。
6. 「主要株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している株主をいう。
7. 「役員の相互就任の関係」とは、当社グループの業務執行者が他の法人の社外役員であり、かつ、当該他の法人の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。
8. 「一定額」とは、年間1,000万円以上をいう。
9. 「近親者」とは、配偶者又は二親等以内の親族若しくは同居の親族をいう。
10. 「重要な者」とは、業務執行者については役員、部長クラスの者、上記③④については公認会計士、弁護士、又はこれらと同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

以 上

# 事業報告

(2023年5月1日から  
2024年4月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行による人流回復、雇用・所得環境の改善による個人消費の持ち直しや、インバウンド需要の増加等により緩やかな回復の動きが見られた一方で、エネルギー価格、原材料費の高騰及び為替変動による景気への影響が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは経営理念であります「お客様第一主義」のもと、当社グループを取り巻く全てのお客様に対し「今でもなお、お客様は何を不満に思っているか」を常に考え、一丸となって積極的な事業活動を行ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高4,538億99百万円（前期比5.1%増）、営業利益250億23百万円（前期比27.7%増）、経常利益266億81百万円（前期比31.2%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益156億50百万円（前期比21.4%増）となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりであります。

#### <リーフ・ドリンク関連事業>

高級茶の圧倒的なうまみを水出しティーバッグでお手軽にお楽しみいただける「お～いお茶」ブランドの新シリーズ「氷水出しティーバッグ 贅沢なお～いお茶」を立ち上げました。「手軽に美味しいお茶を飲みたい」ニーズにお応えし、いつものお茶のワンランク上のおいしさを楽しめる製品です。当社は、日々変化する現代のライフスタイルに合わせ、多種多様なお茶の楽しみ方を提案し続けており、今後も日本の文化であるお茶を広めるとともに、日本茶のさらなる価値向上を図ってまいります。

2024年2月に発売35周年を迎えた当社の主力ブランドである「お～いお茶」では、美味しいお茶を「いつでも、どこでも」お飲みいただきたいという強い想いから積み重ねてきた技術や経験に基づいた製品開発や、「日本茶の日 お～いお茶大茶会」、「『お茶で日本を美しく。』キャンペーン」等の活動を通じて、ブランドのさらなる価値向上に努めております。

5月には、年に一度の旬のおいしさを楽しんでいただける「お～いお茶 新茶」リーフ製品とドリンク製品を発売し、また、若者とともに「爽やかな香りとまろやかなお茶のあまみ」「若者の価値観」をキーワードに開発した「お～いお茶 ○やか（まろやか）」を新発売するなど、日本人にとって最も身近な日本のお茶として愛される

「お〜お茶」を提供し続けるため、時代とともに多様化するお客様のニーズに迅速に対応し、老若男女問わず共感していただけるブランドを提案しております。

1988年に「むぎ茶飲料」を発売してから35周年を迎え、皆様に長年ご愛飲いただいているブランド「健康ミネラルむぎ茶」が、「最も販売されているRTD麦茶ブランド（最新年間販売量）」実績世界No.1としてギネス世界記録™に認定されました。麦茶飲料市場が年々拡大を続ける中、「健康ミネラルむぎ茶」は麦茶飲料市場を牽引する存在として、赤ちゃんからお年寄りまで幅広い年齢層の方に年間を通してご支持をいただいています。今後も「お客様の健康づくりをサポートする」をブランドビジョンに、「おいしく水分補給&ミネラル」を掲げ、いつでもだれでもどこでもお楽しみいただけるブランドとして、皆様にご支持いただけるよう目指してまいります。

また、当社は農業の持続可能な発展のために、「全国から届けられる日本産のたべもの、そしてニッポンに、ここからエールをおくろう」というコンセプトのもと、J A全農と当社を含むメーカーや販売先が協力して産地を応援する活動である「ニッポンエールプロジェクト」に、2021年6月に参画して以来、全国の特色ある農産物を使用した製品を共同開発し、「ニッポンエール 宮崎県産 日向夏」のリニューアル発売をはじめとして、数多くの製品を発売しました。今後も当社は、J A全農との共同開発製品の販売を通じて、日本の農業と消費者を結ぶ架け橋となり、国産農畜産物の認知と消費拡大に貢献してまいります。

当社は今後も「お客様第一主義」のもと、従来以上の企業努力によるコスト削減を継続しつつ、お客様に納得いただける価値や品質を伴った製品の開発、供給に努めてまいります。

この結果、売上高は4,055億36百万円（前期比4.0%増）、営業利益は221億3百万円（前期比24.0%増）となりました。

#### <飲食関連事業>

タリーズコーヒージャパン(株)におきましては、スプリングシーズンを彩る季節限定ドリンクとして、タリーズ初のアーモンドミルクを使用した「カカオ香る アーモンドミルクラテ」「&TEA 桃と杏のロイヤルアーモンドミルクティー」を販売し、新たなコーヒー・紅茶体験をお届けしました。さらに、4月の新生活シーズンには爽やかなフレーバーの「甘熟苺ヨーグルトスワール®」や、デザートのような満足感をお楽しみいただける「抹茶ティラミスシェイク」を販売し、ご好評をいただきました。また、物販カテゴリーにおいては、手ぬぐいブランド「かまわぬ」や、ファッションブランド「マンハッタンポーター」とのコラボレーションアイテムが大変話題となり、好調に推移しました。新規出店に関しましては、「&TEA」業態が全国30店舗に拡大し、関東1号店となるドライブスルー併設店舗「フォレストモール新前橋

店」をオープンするなど順調に進み、2024年4月末の総店舗数は791店舗となっております。

この結果、売上高は403億50百万円（前期比13.7%増）、営業利益は32億36百万円（前期比33.2%増）となりました。

<その他>

売上高は80億13百万円（前期比30.3%増）、営業利益は3億60百万円（前期は営業損失20百万円）となりました。

## (2) セグメント別売上高

(単位：百万円)

事業区分	第 58 期 (2022年5月1日から 2023年4月30日まで)		第 59 期 (2023年5月1日から 2024年4月30日まで)		前 期 比 増 減 率 (△は減)
	売 上 高	構成比	売 上 高	構成比	
リーフ・ドリンク関連事業	390,033	90.4%	405,536	89.3%	4.0%
飲 食 関 連 事 業	35,492	8.2%	40,350	8.9%	13.7%
そ の 他	6,148	1.4%	8,013	1.8%	30.3%
合 計	431,674	100.0%	453,899	100.0%	5.1%

(注) 上記売上高数値につきましては、セグメント間取引を相殺消去しております。

## (3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は102億円で、その主なものは次のとおりであります。

会社名	主な設備内容
当社	自動販売機等
タリーズコーヒージャパン(株)	新店舗設備等

## (4) 資金調達の状況

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行との間でシンジケーション方式により総額100億円のコミットメントライン契約を締結する他、取引銀行4行と総額65億円の当座貸越契約を締結しております。

また、2024年2月22日に第3回無担保社債を発行し、100億円の資金調達を行いました。

## (5) 対処すべき課題

当社グループは今後、法令及び社会的規範の遵守、製品の安全性並びに品質管理体制等、企業の社会的責任に消費者の厳しい目が向けられる中、経営理念であります「お客様第一主義」を徹底し、企業価値を高め、一層の株主価値を向上させるために、以下の項目を中心に取り組んでまいります。

### ① ブランドの確立

#### (i) 製品開発

当社は、「自然・健康・安全・良いデザイン・おいしい」を製品開発コンセプトに、全社員が「STILL NOW（今でもなお、お客様は何を不満に思っているか）」を考え、当社独自の提案制度であるVoice制度（お客様のご不満やご要望を製品開発に取り入れる提案制度）を活用し、積極的に新製品の開発及び既存製品の改良を行っております。今後もVoice制度を積極的に活用し、お客様のニーズに即した製品開発・改良に努めてまいります。

#### (ii) 研究開発

当社の研究開発において、特に「健康」、「安全」、「おいしい」、更には、持続可能な社会への貢献として「環境」に重点を置き、基礎・応用研究を進めております。当社が提供する製品が、人々の健康維持に有用であることを、様々な試験を通じて検証し、常に最新情報を発信し続けます。更に健康価値を表示できる特定保健用食品や機能性表示食品の開発にも力を注いでいきます。また、飲料のおいしさに関与する成分や物性に関する研究を進め、より優れた製品開発に向けた技術提案を行ってまいります。環境については、「お～いお茶」などの飲料製造工程で発生する茶殻を、肥料や飼料の再利用のほか、新たなアップサイクル製品へと生まれ変わる「茶殻リサイクルシステム」を推進しています。

#### (iii) ブランド強化政策

「伊藤園（ITO EN）」という「総称ブランド」を軸に、「お～いお茶」「健康ミネラルむぎ茶」「TULLY'S COFFEE」「1日分の野菜」などの「個別ブランド」の強化を図ってまいります。

特に主力製品であります「お～いお茶」につきましては、1985年の発売から続いている原料と製法にこだわり、無香料・無調味の自然のままのおいしさを引き出し、お客様へご提供してまいります。また、緑茶飲料が様々な飲用シーンでお楽しみいただけるよう、容量、容器バリエーションの充実を図るとともに、緑茶飲料を初めて発売した当社ならではの技術力で、季節に合わせた製品や「濃い茶・ほうじ茶・抹茶入り・玄米茶」など、茶葉の特徴を取り入れ、飲用価値を訴求した製品を発売し、より一層のブランド強化に努めてまいります。今後も品揃えを強化し、お客様にご満足いただける本物のおいしさをご提供してまいります。

## ② 営業基盤の強化

### (i) ルートセールス

ルートセールスとは、「製品、サービスをお客様へ直接ご提供する販売システム」のことであります。当社はこのシステムを採用することにより、当社とお客様をダイレクトに結びつけ、地域に密着した営業活動を展開しております。

また、機能的、携帯性に優れたルートセールス担当営業員用のポータブル端末を活用することで、お客様に効率的かつ的確なサービスをご提供できるよう努めております。

### (ii) お客様へのサービスの強化

これまででもルートセールスにより、お客様へのサービスに努めてまいりましたが、確固たる営業基盤を築くため、新しいお客様の開拓に努めるとともに、既存のお客様への訪問の強化を行っております。また、お客様のご不満を聞き、お客様にご満足していただける製品開発や魅力的な売り場づくりなど、総合的なご提案をルートセールスにより行っております。

## ③ 総コストの削減

### (i) 委託生産方式

飲料製品におきましては、「ファブレス (fables 工場を持たない)」方式により、設備投資リスクの軽減を図り、市場環境の変化に迅速に対応できる体制にしております。

また、全国を5つの地域に分けて生産管理を行う5ブロック生産体制を敷くことにより、迅速な製品供給を行うとともに、物流の効率化も可能となっております。

### (ii) 原材料調達力の強化

当社は、緑茶のトップメーカーとして国内荒茶生産量の約4分の1を取扱い、長年にわたり生産者との信頼関係を築き上げた結果、高品質の原料茶を安定的に確保できる極めて強力な原料調達力を持っております。また、これまでに蓄積したノウハウと高い製造技術により、高品質の飲料用原料茶を自社製造で調達することができる飲料メーカーであります。国内では就農者の高齢化と後継者不足のため、就農人口、茶園面積の減少が進んでおります。そこで当社は、日本農業の課題解決と、今後も需要増加が見込まれる緑茶飲料用を中心とした原料の安定調達の両立を目指して1976年より茶産地育成事業を行っております。各地の茶農家から茶葉を全量買い取りする“契約栽培”と、荒廃農地などを大規模な茶園に造成して茶葉を生産する“新産地事業”とで茶産地をサポートしています。新産地事業では、九州5県に加え静岡県及び埼玉県にて、苗木の選定から茶園づくり、そしてその茶園を機械化、IT化により低コストで管理できる栽培及び荒茶加工ノウハウを、当社から農家に対し提供することで、生産性と環境保全を両立した茶園経営を推進し、より高品質な原料茶の安定調達を目指すとともに、荒廃農地の活用及び生産農家の後継者育成ならびに雇用の創出など茶業界と地域の活性化にも寄与しております。

また、当社が展開する「TULLY'S COFFEE」ブランドは、高品質のアラビカ

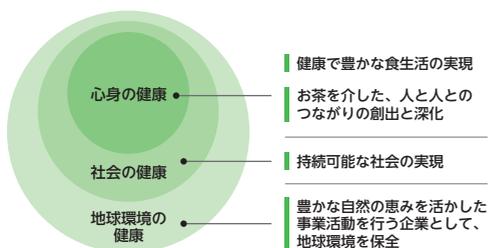
種のコーヒー豆を使用しております。コーヒー豆の調達においては、当社グループ（当社、タリーズコーヒージャパン、米国を拠点とするDistant Lands Trading Co.）間でのバリューチェーン上の連携により、世界各国の産地、サプライヤーから原料の調達を実施しております。

#### ④ 海外事業の強化

連結子会社であるITO EN (North America) INC. が米国における緑茶市場の創造と開拓を進めるため、全米のナチュラルフードマーケットや、ナショナルチェーン店等に対し営業活動を行い、本物の日本茶を米国に普及させると同時に、「ITO EN」及び「お〜お茶(Oi Ocha)」ブランドの確立を図っております。ITO EN「MATCHA GREEN TEA」につきましては、これまで米国市場には無かった高品質の緑茶ティーバッグ製品や抹茶製品として、「お〜お茶(Oi Ocha)」につきましては、日本同様緑茶のティーバッグからインスタント、抹茶、飲料製品に至るフルラインアップでお客様に大変なご好評をいただくとともに、米国での日本茶市場の拡大に大きく貢献しており、今後も強化してまいります。また、中国、東南アジア、豪州、2024年4月に法人設立した欧州などにつきましても、引き続き販売強化を進めてまいります。

#### ⑤ サステナビリティ経営の推進

当社グループは、サステナビリティ経営の推進と実践により、社会・環境課題の解決と企業価値向上の両立（共有価値の創造：CSV）を目指しております。「健康創造企業」として、「心身の健康」「社会の健康」「地球環境の健康」の3つの健康価値を創造し、長期ビジョン「世界のティーカンパニー」の実現に向けて、「伊藤園グループサステナビリティ基本方針」のもと、7つのマテリアリティ（重要課題）を経営戦略に据え、事業戦略と相互に連動させた取り組みを推進しています。



#### 7つのマテリアリティ

- 食生活と健康への貢献
- 持続可能な農業への貢献
- 環境
- 地域社会・コミュニティとのつながりの深化
- 持続可能なサプライチェーンへの貢献
- 多様な人財と全員活躍の推進
- コーポレート・ガバナンス

## <食生活と健康>

当社グループは、健康寿命の延伸や心身の充足に貢献する研究開発と、栄養改善や健康に資する製品・サービスの提供を通じて、お客様の健康で豊かな生活の実現に取り組んでいます。

ビタミン・ミネラル等の摂取不足や、脂肪・砂糖・塩分等の過剰摂取といった世界的な栄養課題をはじめ、認知機能、フレイル（高齢者虚弱）等の加齢に関連する健康課題に対し、お茶のリーディングカンパニーとして、緑茶や抹茶成分の機能性に関する研究を推進しています。2023年12月には、カテキン分析において試験所認定の国際規格であるISO/IEC17025を取得しました。今後も、国際基準に適合した精度の高い結果をお客様に提示できるよう技術力を高め、製品の安心・安全への取り組みを強化していきます。

また、研究成果やお茶の健康価値を「伊藤園ウェルネスフォーラム」等を通じて広く発信し、「お茶」を通じたつながりを創出することで、心と体の両面からお客様の健康をサポートしてまいります。

## <持続可能な農業>

1976年から取り組む茶産地育成事業では、高品質な原料茶の安定調達に加え、荒廃農地などの茶畑への転換や環境配慮型農業の推進により、持続可能な農業の実現に取り組んでいます。

緑茶や抹茶原料については、世界的な減糖・無糖意識や健康志向の高まりから海外輸出機会の拡大が見込まれており、各国の品質基準や気候変動への対応等、さまざまな取り組みが求められております。当社では、安心・安全に配慮した製品の提供と、世界各国の基準・認証を取得した原料茶の生産・調達の実現に向けて、茶産地育成事業では農業生産工程管理の認証制度「GAP認証」を100%取得しております（※1）。また、茶農業における営農支援ツールとして、クラウド型栽培管理システムを茶産地育成事業の一部で導入し、茶園経営のDX化を推進しています。2024年1月からは、トレーサビリティのさらなる高度化のため、海外向けの緑茶原料が各国の農業基準に適しているかを判定する独自システムの運用を開始しました。

環境対応では、「お～いお茶」などの飲料製造過程で委託先工場から排出される茶殻を堆肥化し、茶畑へ散布することによる循環型農業の推進や、CO<sub>2</sub>を土壌に固定することを目的とする「バイオ炭」（※2）の散布試験を行っています。「バイオ炭」は土壌改良効果も期待されており、温暖化対策効果の評価とあわせて、茶の生産性向上への貢献も検証しています。

今後も茶産地育成事業の展開拡大を通じて、高品質な原料茶の安定調達と持続可能な茶農業の発展に貢献し、さらなる事業機会の拡大につなげてまいります。

- (※1) 食品安全や環境保全のほか、人権の尊重、労働安全、農場管理等の取り組みを行う農場に与えられるGAP認証制度には、世界基準である「グローバルGAP」のほか、日本GAP協会が展開する「JGAP」「ASIA GAP」等があり、ここではこれら3つの認証のうちいずれかを取得した農園を指します。
- (※2) 木や竹などを炭化させたもの

#### <環境課題への取り組み>

当社グループは、自然由来の製品を主として事業活動を営む企業として、人類共有の地球環境を守り、次世代に継承することが最重要課題の一つであると考えております。気候変動、水資源、プラスチックを中心とする廃棄物等の環境問題や、それらと密接に関わり合っている生物多様性の問題を背景に、「伊藤園グループ環境方針」のもと中長期環境目標を設定し、グループの事業活動におけるバリューチェーン全体の環境負荷低減・汚染防止に取り組んでいます。

#### 【伊藤園グループ中長期環境目標】

2050年度までにバリューチェーン全体でカーボンニュートラルの実現

指標	2030年度目標
CO <sub>2</sub> 排出量 Scope1・2	50%削減 (※1)
CO <sub>2</sub> 排出量 Scope3	20%削減 (※1)
水使用量の原単位(※)削減 ※生産1キロリットル当たりの水使用量	16%削減 (※1)
全ペットボトル製品に使用するリサイクル素材等(※)の割合 ※生物由来素材含む	100%

(※1) 基準年2018年度対比

#### ・気候変動への対応

当社グループは気候変動に関わる諸課題の解決に向けて、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同を表明しています。バリューチェーン全体を対象に、気候変動に伴うリスクと機会が事業活動に与える影響評価と対応策の検討を進め、詳細を伊藤園統合レポートや当社ホームページ等に掲載しております。

脱炭素社会の実現に向けて、石油資源の削減やCO<sub>2</sub>の排出削減に貢献してい

ます。また、営業車両の電動車への切替えやエコドライブの実践、自社工場・事業所への太陽光発電設備の導入、CO<sub>2</sub>フリープランの電力購入等による再生可能エネルギー由来の電力比率の向上にも取り組んでいます。

#### ・水資源

持続可能な水資源の利用を目指し、生産活動における水使用量の削減等の取り組みを推進しております。毎年、自社及び協力工場を対象とした水リスクの評価・特定を行って必要な対策を講じているほか、協力工場と協働して、工場周辺の取水源となる水源保護につながる森林保全活動等を推進しています。

#### ・容器包装

世界的なプラスチック問題に対する規制強化の流れを受け、脱炭素社会と循環型社会の実現に向けた一層の取り組みが求められております。当社グループは、「伊藤園グループプラスチックに関する方針」「伊藤園グループ容器包装に関する方針」に基づき、ペットボトル、キャップ、ラベルなどの資材の軽量化、ラベルレス製品の拡充、植物由来の生分解性素材といった環境配慮素材や再利用可能容器への代替など、容器包装の3R（リサイクル、リデュース、リプレイス&リユース）＋クリーン（環境保全）に取り組んでいます。また、2030年度までに全ペットボトル製品に使用するリサイクル素材等の割合を100%にすることを目指し、自治体及び協力工場を含めた関係者と協働し、ペットボトルの水平リサイクル「ボトルtoボトル」による資源循環を推進しております。2023年度の全ペットボトル製品でのリサイクル素材等使用率は36%となりました。今後も消費者に向けたペットボトルの分別への理解促進や、関係者とのパートナーシップによる「ボトルtoボトル」の取り組みを推進し、循環型社会の実現に貢献してまいります。

#### ・生物多様性

豊かな自然の恵みを活かして事業活動を行っている当社グループにとって、気候変動と同様、喫緊の課題である生物多様性の保全と回復に向けて、「伊藤園グループ生物多様性保全に関する方針」のもと、事業活動を通じた取り組みを推進しております。TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同を表明し、対応を進めているほか、環境省が主導する「生物多様性のための30by30アライアンス」（※）への参画を通じて、より一層ネイチャーポジティブの実現に取り組んでいます。

（※）2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標

### <人権尊重の取り組み>

人権の尊重は、グループ経営理念「お客様第一主義」の根幹をなすものであり、全ての事業活動の根幹となるものです。当社グループは、「伊藤園グループ人権方針」「伊藤園グループサプライヤー基本方針」のもと、バリューチェーンにおける全ての人々の人権尊重の取り組みを推進しています。当社では、2023年より人権デューデリジェンスの体制構築と取り組みを進めており、2023年度は特定した優先度の高い重要な人権テーマを踏まえ、国内の茶生産者と自社工場における外国人就労者や特定技能実習生を対象とした外部機関による調査を実施しました。持続可能なサプライチェーンマネジメントの実現に向けて、今後もサプライチェーンにおける人権デューデリジェンスの実施に継続的に取り組んでまいります。

### <人材への取り組み>

最も大切な財産は「人」とあるという考え方にに基づき、当社グループで働く全ての人材を「人財」として捉え、「伊藤園グループ人材方針」に基づき、常に前向きで挑戦できる人材の育成を目指しています。

2023年度から「人財戦略委員会」を設置し、人的資本経営におけるさまざまな課題に取り組んでいるほか、関連委員会と連携して中長期的な人材戦略の検討も進めています。

今後も自ら学び、行動し、挑戦し続ける組織風土を強化し、変化の中で自律的に成長できる人材育成を通じて、人材マネジメントの取り組みをさらに発展させ、全社員の働きがい（ワークエンゲージメント）向上と、「健康創造企業」として「世界のティーカンパニー」の実現を目指してまいります。

## <社外からの評価>

当社グループのESGへの取り組みが評価され、世界の代表的なESG指数である「FTSE4Good Index Series」及び、世界最大級の年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が採用している日本企業の株式を対象としたESG投資指数の構成銘柄に複数組み入れられております。

また、国際的な非政府組織（NGO）であるCDPによる「気候変動」分野の調査において、当社グループの環境目標とその達成に向けた取り組みが評価され、前回よりも1段階高い「A-」の評価を初めて受けました。

社員と家族の健康保持・増進に向けた健康経営の推進にも取り組んでおり、経済産業省と日本健康会議が共同で実施する「健康経営優良法人（大規模法人部門）2024～ホワイト500～」の認定を継続して受けております。



FTSE4Good



FTSE Blossom  
Japan



FTSE Blossom  
Japan Sector  
Relative Index

2024 CONSTITUENT MSCI日本株  
ESGセレクト・リーダーズ指数



2024  
健康経営優良法人  
Health and productivity  
ホワイト500

当社のMSCIインデックスへの組み入れ、MSCIのロゴ、商標、サービスマークまたはインデックス名称の使用は、MSCIまたはMSCI関係会社による当社の後援、推薦または販売促進を意味するものではありません。MSCIインデックスはMSCIの独占的財産であり、MSCIおよびMSCIインデックスの名称とロゴは、MSCIまたはその関連会社の商標またはサービスマークです。

※2024年4月30日時点の情報を記載しております。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 56 期 (2021年4月期)	第 57 期 (2022年4月期)	第 58 期 (2023年4月期)	第 59 期 (当連結会計年度) (2024年4月期)
売 上 高	446,281百万円	400,769百万円	431,674百万円	453,899百万円
経 常 利 益	17,029百万円	19,971百万円	20,341百万円	26,681百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	7,011百万円	12,928百万円	12,888百万円	15,650百万円
普通株式に係る 1株当たり当期純利益	55円10銭	103円92銭	103円82銭	126円42銭
第1種優先株式に係る 1株当たり当期純利益	65円10銭	113円89銭	113円82銭	138円26銭
総 資 産	333,065百万円	328,359百万円	338,774百万円	353,892百万円
純 資 産	153,057百万円	163,012百万円	172,128百万円	183,216百万円
普通株式に係る 1株当たり純資産	1,250円37銭	1,334円88銭	1,408円55銭	1,516円16銭
第1種優先株式に係る 1株当たり純資産	1,255円37銭	1,339円88銭	1,413円55銭	1,522円16銭

### ② 事業報告作成会社の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 56 期 (2021年4月期)	第 57 期 (2022年4月期)	第 58 期 (2023年4月期)	第 59 期 (当事業年度) (2024年4月期)
売 上 高	352,732百万円	300,319百万円	315,025百万円	329,069百万円
経 常 利 益	17,565百万円	17,409百万円	18,864百万円	21,493百万円
当 期 純 利 益	7,115百万円	12,360百万円	13,281百万円	13,813百万円
普通株式に係る 1株当たり当期純利益	55円96銭	99円24銭	107円07銭	111円22銭
第1種優先株式に係る 1株当たり当期純利益	65円96銭	109円21銭	117円07銭	123円06銭
総 資 産	296,470百万円	278,776百万円	288,473百万円	293,821百万円
純 資 産	150,501百万円	156,444百万円	165,038百万円	171,199百万円
普通株式に係る 1株当たり純資産	1,238円65銭	1,290円96銭	1,361円57銭	1,429円28銭
第1種優先株式に係る 1株当たり純資産	1,243円65銭	1,295円96銭	1,366円57銭	1,435円28銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(注) 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第57期の期首から適用しており、第57期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
伊藤園産業株式会社	300百万円	100.0%	茶類製造販売
株式会社伊藤園関西茶業	10百万円	100.0%	茶類製造販売
タリーズコーヒージャパン株式会社	100百万円	100.0%	飲食店の経営及びフランチャイズによる飲食店の運営
チチャス株式会社	100百万円	100.0%	乳類の処理加工販売、発酵乳等の製造販売
ネオス株式会社	80百万円	92.6%	飲料販売
ITO EN (North America) INC.	17,080万US\$	100.0%	飲料、茶葉販売
Mason Distributors, Inc.	0万US\$	[100.0%]	サプリメント製造販売
Distant Lands Trading Co.	8,375万US\$	[100.0%]	コーヒー豆の栽培、調達、加工、製造、焙煎、販売等
ITO EN (Hawaii) LLC	2,880万US\$	[100.0%]	飲料製造販売
ITO EN AUSTRALIA PTY. LIMITED	2,670万 A \$	100.0%	茶葉製造販売
ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd.	2,550万US\$	100.0%	飲料、茶葉販売

(注) 当社の出資比率の〔 〕につきましては、間接所有割合であります。

上記重要な子会社を含み連結子会社は、32社となっております。

## (8) 主要な事業内容

当社グループは、国内外で緑茶などの茶葉（リーフ）製品及び茶系飲料、野菜飲料、コーヒー飲料をはじめとする飲料（ドリンク）製品の製造、仕入れ、販売を主要な事業とし、販売方法は、主としてルートセールスを中心に行っております。その他に、飲食関連事業を展開しております。

## (9) 主要拠点等

事業所		所在地等
当社	本社	東京都渋谷区本町三丁目47番10号
	営業拠点	全国29地区177拠点
	店舗	全国90店舗
	工場	静岡相良工場（静岡県牧之原市） 神戸工場（兵庫県神戸市） 浜岡工場（静岡県御前崎市） 福島工場（福島県福島市） 沖縄名護工場（沖縄県名護市）
	研究所	中央研究所（静岡県牧之原市）
子会社	国内営業拠点	ネオス(株)全国66拠点他
	海外営業拠点	ITO EN(North America) INC.（アメリカ） Distant Lands Trading Co.（アメリカ） ITO EN(Hawaii) LLC（アメリカ） ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. （シンガポール）他
	店舗	タリーズコーヒージャパン(株) 全国791店舗
	国内生産拠点	伊藤園産業(株)（静岡県牧之原市、埼玉県熊谷市） (株)伊藤園関西茶業（兵庫県神戸市） チチャス(株)（広島県廿日市市）他
	海外生産拠点	ITO EN AUSTRALIA PTY.LIMITED （オーストラリア） Distant Lands Trading Co.（アメリカ）他

## (10) 従業員の状況（2024年4月30日現在）

### ① 企業集団の従業員数

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
リーフ・ドリンク関連事業	6,844名	10名増
飲食関連事業	871名	11名増
その他	214名	20名減
合計	7,929名	1名増

(注) 上記の従業員数には他社への出向者22名、臨時従業員（嘱託、契約社員、パートタイマー）10,972名を含んでおりません。また、他社からの出向者3名を含んでおります。

### ② 事業報告作成会社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5,226名	21名増	41.5歳	17.7年

(注) 上記の従業員数には他社への出向者120名、臨時従業員（嘱託、契約社員、パートタイマー）1,515名を含んでおりません。また、他社からの出向者32名を含んでおります。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2024年4月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 200,000,000株  
第1種優先株式 200,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 89,212,380株 (自己株式939,878株を含む)  
第1種優先株式 34,246,962株 (自己株式2,943,655株を含む)
- (3) 株主数 普通株式 88,417名 (前期末比26,967名増)  
第1種優先株式 76,471名 (前期末比8,600名増)

### (4) 大株主

株 主 名	持 株 数			持株比率
	普通株式	第1種優先株式	合計	
グリーンコア株式会社	17,603千株	5,895千株	23,498千株	19.65%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10,183	68	10,252	8.57
公益財団法人本庄国際奨学財団	5,200	1,560	6,760	5.65
本 庄 八 郎	2,446	882	3,329	2.78
ザ バンク オブ ニューヨーク 1 3 4 1 0 4	—	2,243	2,243	1.88
伊藤園従業員持株会	1,979	233	2,212	1.85
東洋製糖グループホールディングス 株 式 会 社	1,955	126	2,081	1.74
株式会社りそな銀行	1,933	—	1,933	1.62
株式会社日本カストディ 銀行 ( 信 託 口 )	1,912	—	1,912	1.60
ザ バンク オブ ニューヨーク メロ ン (インターナショナル) リミテッド 1 3 1 8 0 0	1,477	—	1,477	1.24

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,883千株(普通株式939千株、第1種優先株式2,943千株)保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2023年11月29日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数 第1種優先株式 1,500,000株  
取得価額の総額 2,808百万円  
取得した期間 2023年12月4日から2024年4月15日まで

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

名称	株式会社伊藤園 第2回新株予約権	株式会社伊藤園 第13回新株予約権
保有人数 当社取締役（監査等委員である取締役 及び社外取締役を除く）	3名	1名
発行決議日	2004年7月28日	2018年10月26日
新株予約権の行使期間	2004年9月1日 ～2034年8月31日	2019年9月1日 ～2024年8月31日
新株予約権の数	873個	45個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	226,980株	4,500株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1円	1円

名称	株式会社伊藤園 第14回新株予約権	株式会社伊藤園 第15回新株予約権
保有人数 当社取締役（監査等委員である取締役 及び社外取締役を除く）	2名	4名
発行決議日	2019年10月25日	2022年10月26日
新株予約権の行使期間	2020年9月1日 ～2025年8月31日	2023年9月1日 ～2028年8月31日
新株予約権の数	67個	91個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	6,700株	9,100株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1円	1円

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	本 庄 八 郎	ITO EN(North America) INC. Chairman of the Board ITO EN(Hawaii) LLC Chairman of the Board ITO EN AUSTRALIA PTY. LIMITED Director ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. Chairman of the Board Mason Distributors, Inc. Chairman of the Board
代表取締役社長 執行役員	本 庄 大 介	Distant Lands Trading Co. Chairman of the Board ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. Director
代表取締役副社長 執行役員	本 庄 周 介	CDO マーケティング本部 担当 営業統括本部長 ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. Director タリーズコーヒージャパン株式会社代表取締役 チヤス株式会社代表取締役
取締役副会長 執行役員	渡 辺 實	管理本部、国際本部、グループ経営推進部 担当 ITO EN(North America) INC. Director Distant Lands Trading Co. Director ITO EN(Hawaii) LLC Director ITO EN AUSTRALIA PTY. LIMITED Director ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. Director ネオス株式会社代表取締役会長 Mason Distributors, Inc. Director
取 締 役 専務執行役員	中 野 悦 久	CSO 物流本部 担当 生産本部長
取 締 役 専務執行役員	神 谷 茂	広域流通営業本部、広域量販店営業本部、総合企画部 担当
取 締 役 執行役員	Yosuke Jay Oceanbright Honjo	米国事業 担当 ITO EN(North America) INC. President & CEO Distant Lands Trading Co. CEO ITO EN(Hawaii) LLC CEO
取 締 役 専務執行役員	平 田 篤	CHRO コンプライアンス、内部統制 担当 管理本部長
取 締 役	高 野 秀 夫	日本小売業協会参与
取 締 役	阿 部 啓 子	東京大学名誉教授 太陽化学株式会社社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	近 藤 清	
取 締 役 (監査等委員)	白 井 祐 一	うすい事務所代表 株式会社王将フードサービス社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	横 倉 仁	早稲田リーガルcommons法律事務所パートナー弁護士 株式会社クレディセゾン社外取締役 株式会社吉野家ホールディングス社外監査役

(注) 1. 当社は、2023年7月26日開催の第58回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 取締役高野秀夫氏及び阿部啓子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

3. 取締役（監査等委員）白井祐一氏、横倉仁氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

4. 社外役員の重要な兼職先と当社との間には、記載すべき特別な関係はありません。
5. 取締役高野秀夫氏、阿部啓子氏及び取締役（監査等委員）臼井祐一氏、横倉仁氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 取締役（監査等委員）横倉仁氏は、公認会計士及び弁護士として、財務及び会計並びに法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要  
当社及び当社グループの取締役、監査役、執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を保険会社との間で締結しております。これにより、役員等がその職務の執行に関して損害賠償責任を負った場合に生じた損害等を補填することとしております。  
ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合は補填されないなど一定の免責事由があります。  
なお、当社取締役（社外取締役を除く）である被保険者につきましては、保険料を一部自己負担しております。それ以外の被保険者につきましては、保険料を全額当社が負担しております。  
契約期間は1年間であり、期間満了前に取締役会にて決議の上、更新する予定であります。
8. 取締役高野秀夫氏、阿部啓子氏及び取締役（監査等委員）近藤清氏、臼井祐一氏、横倉仁氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令の定める額となります。  
また、2023年12月1日をもって取締役（監査等委員）を辞任いたしました田中豊氏との間で同様の契約を締結しておりました。
9. 2023年12月1日をもって、取締役（監査等委員）田中豊氏は辞任により退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は、田中税理士事務所所長でありました。また、同氏は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておりました。
10. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
11. 当事業年度以降の取締役の異動  
2024年5月1日付で取締役の地位、担当及び重要な兼職の状況が以下のとおり異動しております。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 名 誉 会 長	本 庄 八 郎	ITO EN(North America) INC. Chairman of the Board ITO EN(Hawaii) LLC Chairman of the Board ITO EN AUSTRALIA PTY. LIMITED Director ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. Chairman of the Board Mason Distributors, Inc. Chairman of the Board
取 締 役 専 務 執 行 役 員	神 谷 茂	総合企画部兼・特命 担当

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

役員区分	報酬額の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	変動報酬		
			業績連動報酬	株式報酬	
取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	529	445	-	84	8
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	10	10	-	-	1
監査役 (社外監査役を除く)	3	3	-	-	1
社外取締役 (監査等委員を除く)	27	27	-	-	5
社外取締役 (監査等委員)	19	19	-	-	3
社外監査役	8	8	-	-	3

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員は取締役10名、取締役(監査等委員)3名であります。
2. 上記には、2023年7月26日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名(うち社外取締役3名)及び監査役4名(うち社外監査役3名)を含めております。なお、同日付で監査等委員会設置会社に移行しており、同株主総会の終結の時をもって社外監査役を退任した後、新たに社外取締役(監査等委員)に就任した1名の支給額と員数については、社外監査役在任期間分は社外監査役に、社外取締役(監査等委員)在任期間分は社外取締役(監査等委員)に含めて記載しております。また、同株主総会の終結の時をもって社外取締役(監査等委員を除く)を退任した後、新たに社外取締役(監査等委員)に就任した2名の支給額と員数については、社外取締役(監査等委員を除く)在任期間分は社外取締役(監査等委員を除く)に、社外取締役(監査等委員)在任期間分は社外取締役(監査等委員)に含めて記載しております。
3. 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
4. 業績連動報酬に係る業績実績は、30ページの「(6) 財産及び損益の状況の推移」とおりであります。
5. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項  
監査等委員会設置会社移行前の取締役の金銭報酬の限度額は、1992年7月29日開催の第27回定時株主総会決議に基づき、月額100百万円であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は19名です。金銭報酬とは別枠で業績連動報酬に係る報酬限度額及び報酬限度株式数は、2011年7月26日開催の第46回定時株主総会決議に基づき、それぞれ年額100百万円、普通株式32,000株であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は21名です。監査役の金銭報酬の限度額は、1992年7月29日開催の第27回定時株主総会決議に基づき、月額6百万円であります。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の限度額は、2023年7月26日開催の第58回定時株主総会決議に基づき、年額1,200百万円以内(うち、社外取締役100百万円以内)であります。当該株主総会終結時点の取

締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名（うち社外取締役2名）です。金銭報酬とは別枠で業績連動報酬に係る報酬限度額及び報酬限度株式数は、2023年7月26日開催の第58回定時株主総会決議に基づき、それぞれ年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、普通株式48,000株以内であります。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名（うち、社外取締役2名）であり、対象取締役は7名です。監査等委員である取締役の金銭報酬の限度額は、2023年7月26日開催の第58回定時株主総会決議に基づき、年額72百万円以内であります。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

6. 上記株式報酬の額は、監査役及び社外取締役を除く取締役7名に対しストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額33百万円、及び監査等委員及び社外取締役を除く取締役6名に対し株式報酬として付与した譲渡制限付株式に係る当事業年度中の費用計上額50百万円であります。
7. 役員退職慰労金につきましては、2002年7月に廃止しております。

### (3) 役員報酬等の決定方針

当社は、2023年7月26日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へと移行しており、2023年7月26日開催の取締役会において、取締役の報酬等に関する決定方針を以下のとおり改定しております。

取締役の報酬等は、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や報酬の基本方針に沿って、客観性及び透明性を確保するため、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会において審議します。取締役会は指名・報酬委員会の答申を尊重して決定します。

取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会にて決議された報酬限度枠の範囲内において決定します。

取締役の個別報酬等は、指名・報酬委員会において、その内容が基本方針と整合していることや、報酬基準に基づいて評価されていることなどを審議し、取締役会が、指名・報酬委員会の答申を尊重して決定します。

#### <基本方針>

- ① 伊藤園グループ経営理念「お客様第一主義」に沿って、企業の持続的発展と企業価値を高める報酬であること
- ② 取締役の役割・責任の大きさと業績貢献に応じた報酬であること
- ③ 株価との連動性を高めることで、株主の皆様との価値共有を図り、経営への動機付けとなる報酬であること
- ④ 客観的かつ公平な審議に基づき、外部データを参考に決定された報酬であること

<報酬構成>

- ① 取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、固定報酬と変動報酬で構成し、報酬等の構成比率は、固定報酬約65%、変動報酬約35%（業績連動報酬約20%、株式報酬約15%）とします。
- ② 社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬等は、固定報酬のみとします。

構成比率

← 固定報酬 →	← 変動報酬 →	
基本報酬 (金銭報酬) (65% ±10%)	業績連動報酬 (金銭報酬) (20% ±5%)	株式報酬 (譲渡制限付 株式報酬) (15% ±5%)

- ① 固定報酬  
 固定報酬は、役位・役割に応じて金銭で支給する基本報酬とし、原則、月次払いとします。
- ② 変動報酬  
 業績連動報酬は、その評価期間中の業績評価に基づき決定される金銭報酬で、原則、月次払いとします。  
 株式報酬は、当社の株価との連動性を高め、株価変動による影響を株主の皆様と価値共有する立場に置くことによって、株価や業績への関心度を高め、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的とし、取締役兼務執行役員に対し、その期間中の役位・役割に応じて年1回当社の普通株式を割り当てる譲渡制限付株式報酬とします。
  - (i) 変動報酬の評価  
 評価は、業績と報酬を連動させるため、経営指標を業績項目として設定し、役位別に連結・個別の割合基準を定めるとともに、各担当内容を勘案した上、それぞれの経営指標にポイントを付与することで総合評価をします。
  - (ii) 業績項目となる経営指標  
 業績項目となる経営指標は、主に「売上高（成長性）」、「営業利益（収益性）」、「営業キャッシュ・フロー（安定性）」、「1株当たり当期純利益（収益性）」、「自己資本利益率（効率性）」、「株主資本配当率（株主還元）」とします。

#### (4) 社外役員の本業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席回数	監査等 委員会 出席回数	監査役会 出席回数	期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	高野秀夫	12回/12回	-	-	取締役会・経営陣から独立した立場で当社グループの経営全体を俯瞰し、助言・提言等、当社グループの企業価値向上に資する発言を行っています。特に、長年における様々な企業経営支援に深く参画してきた経験と幅広い見識を活かした発言を通して、当社の経営に対する実効性の高い監督を行い、期待する役割を十分に果たしています。
取締役	阿部啓子	11回/12回	-	-	取締役会・経営陣から独立した立場で当社グループの経営全体を俯瞰し、助言・提言等、当社グループの企業価値向上に資する発言を行っています。特に、食品の機能性研究の豊富な経験と専門的知見を活かした発言を通して、中長期経営に関わる研究分野において有用な役割を果たしています。また指名・報酬委員会の委員としても公正で透明な委員会運営を行っています。
取締役 (監査等 委員)	臼井祐一	12回/12回	9回/9回	-	取締役会・経営陣から独立した立場で当社グループの経営全体を俯瞰し、助言・提言等、当社グループの企業価値向上に資する発言を行っています。特に、長年における警察官としての豊富な経験と幅広い見識と企業経営者としての経験も活かし、リスクに関する指摘や当社の経営に対する実効性の高い監督を行い、期待する役割を十分に果たしています。また、指名・報酬委員会の委員として公正で透明な委員会運営を行っています。
取締役 (監査等 委員)	田中 豊	7回/7回	5回/5回	-	取締役会・経営陣から独立した立場で当社グループの経営全体を俯瞰し、助言・提言等、当社グループの企業価値向上に資する発言を行っており、期待する役割を十分に果たし、また、当社での社外監査役時からの豊富な経験と実績を踏まえた活動や指名・報酬委員会の公正で透明な委員会運営を行っていました。
取締役 (監査等 委員)	横倉 仁	12回/12回	9回/9回	3回/3回	取締役会・経営陣から独立した立場で当社グループの経営全体を俯瞰し、助言・提言等、当社グループの企業価値向上に資する発言を行っています。特に、公認会計士及び弁護士としての専門的な知見や幅広い知識や経験を活かした発言を行っており、期待する役割を十分に果たしています。また、指名・報酬委員会の委員としても公正で透明な委員会運営を行っています。

- (注) 1. 当社は、2023年7月26日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。上記は、本業年度に開催した移行前の監査役会および移行後の監査等委員会の出席状況を記載しております。
2. 社外取締役田中豊氏につきましては、2023年12月1日の辞任による退任までの状況を記載しております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

区分	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	78百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	110百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額として妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）による監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、コンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、業務の適正を確保するための体制を以下のとおり整備いたしております。

なお、金融商品取引法の「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価」の規定に基づき、有価証券報告書と併せて内部統制報告書を提出するため及び会計監査人の監査証明を受けるため、グループ会社も含めて内部統制システムが適切に運用されるよう、整備・運用体制を構築いたしております。

### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、グループ経営理念「お客様第一主義」の下、持続的な成長と企業価値を高めるため、国・地域社会、消費者、株主、販売先、仕入先、金融機関、従業員等のステークホルダーと積極的に協調して、企業の社会的責任を果たすことを経営の根幹としています。

この経営理念が当社グループの企業倫理の基本的な考え方であり、コーポレート・ガバナンスを支える不変の真理です。当社グループは、すべてのステークホルダーの信頼に応え、持続可能な社会の実現に向けた経営を全役員及び全従業員一丸となって積極的に推し進めます。

当社グループは、この理念に基づき、「健康創造企業」として長期ビジョン「世界のティーカンパニー」を目指します。また、世界中のお客様の健康に貢献することにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につなげ、より一層のコーポレート・ガバナンス強化に取り組みます。

当社は、2023年7月26日開催の定時株主総会において、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社への移行等を目的とする定款の変更が決議されたことにより、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

監査等委員会設置会社である当社は、適切なコーポレート・ガバナンスを実現するために、監査等委員がグループ会社の代表取締役あるいは担当取締役、執行役員または従業員に対し、営業の状況、意思決定のプロセス等の確認を行い、監査を実施しています。

監査等委員は、取締役会に毎回出席し、監査の状況につき会社全般または、個別案件ごとに客観的、且つ公平に意見を述べるとともに監査等委員会での監査方針に従い取締役の業務執行を監査しています。

### (2) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス体制に係る「伊藤園グループ行動規範」を取締役会において決議し、当社グループの取締役及び従業員等が法令及び定款並びに企業倫理を遵守した行動をとるための基本方針としています。

- ② 当社は、代表取締役社長より任命された取締役を委員長とするコンプライアンス委員会及び当該委員会の運営事務局を法務部コンプライアンス課に置き、伊藤園グループ行動規範に基づき伊藤園グループのコンプライアンス体制の実効性を高めます。
- ③ 当社は、法令、その他コンプライアンスに反する行為について、従業員等が直接情報を提供できる方法として、社内及び社外に通報窓口を設けています。

### (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、法令、社内規程に定める取締役の職務執行に係る情報の保存期間中は、検索可能な状態で文書又は電磁的媒体に記録、保存し、取締役による閲覧が可能な状態を維持しています。
- ② 上記文書の保存期間は、法令に別段の定めのない限り、文書取扱規程に定める各文書の種類によります。

### (4) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループのリスクマネジメント体制を整備するため、リスクマネジメント規程を定め、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置しています。
- ② リスクマネジメント委員会は、当社グループのリスク情報・対応状況を把握し、重要なリスクの特定・評価、回避・低減等の対応等について取締役会に報告を行っています。
- ③ 当社は、コンプライアンス、サステナビリティ、品質、災害対策等、リスク分野別に委員会等を設置し、リスクマネジメント委員会と連携を図る体制を整備しています。
- ④ 当社は、不測の事態発生時には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置して、迅速な対応を行い被害の拡大を防止し、最小限に止める体制を整備しています。

### (5) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会及び執行役員会を当該体制の基礎とし、原則毎月1回定期に行うほか、必要に応じて臨時に開催しています。
- ② 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌及び職務権限規程に従い、各担当部門が実施し、担当取締役は必要に応じて確認を行っています。

### (6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ会社におけるコンプライアンス体制を確保するため、「伊藤園グループ行動規範」等を定めるとともに、当社及びグループ各社の法令違反

等の行為について直接従業員等が当社に情報提供する手段として、社内及び社外に通報窓口を整備しています。

- ② グループ会社の経営管理については、関係会社管理規程により管理体制及び管理基準を定め、定期的開催する会議等で報告・審査するとともに、重要事項の決定等に際しては当社取締役会の決議を得て行う体制となっています。
- ③ 内部監査部門は、当社及びグループ各社の内部統制の体制に関する監査を実施し、その結果を代表取締役社長、取締役会及び監査等委員会に報告しています。

#### **(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 当社は、監査等委員会の職務を補助するために必要な監査等委員会スタッフを内部監査部門に配置しています。
- ② 監査等委員会スタッフは、監査等委員会の指揮命令の下、監査等委員会の職務を補助し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等の指揮命令を受けません。
- ③ 当社は、監査等委員会スタッフの任命、評価及び異動等において、監査等委員会の同意を得ることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保しています。

#### **(8) 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制**

- ① 当社グループの取締役及び従業員は、業務執行状況及び経営に大きな影響を及ぼす重要な課題につき適宜に監査等委員会に報告を行います。
- ② 監査等委員会は、必要に応じて当社グループの取締役及び従業員に対して報告を求めることができます。
- ③ 当社は、監査等委員会に報告をした当社グループの取締役及び従業員に対して、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを行うことを禁じます。

#### **(9) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査等委員会は、代表取締役社長、内部監査部門及び会計監査人と相互に情報、意見交換を行い監査業務の充実を図れる体制となっています。
- ② 監査等委員会は、当社内部統制の体制整備及び運用に問題があると認めるときは、取締役会で意見を述べるとともに、改善策の実行及び報告を求めることができます。
- ③ 当社グループの法令違反その他コンプライアンス上の問題については、監査等委員会に適宜に報告される体制を確保します。

- ④ 当社は、監査等委員会がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該費用又は債務を適切に処理します。
- ⑤ 当社は、監査の独立性を確保し効果的かつ効率的な監査体制を維持するために、監査機能上の指揮において代表取締役社長の指示と監査等委員会の指示が齟齬する場合は、後者を優先します。

## (10) 運用状況の概要

日常の業務運営については「伊藤園グループ行動規範」を指針とし、役員及び従業員にハンドブックを配布し周知を図るとともにコンプライアンスに関する教育を適宜行いました。

当社は、代表取締役社長より任命された取締役を委員長としたコンプライアンス委員会を4回及び内部統制推進委員会を4回開催し、当社のコンプライアンス体制ならびに内部統制上の課題とその対応策について横断的な確認と議論を行いました。

情報セキュリティについては、電子情報資産の適切な保存・管理のため、情報セキュリティ基本規程を定め運用しております。

品質リスクについては、製品リスク対策委員会を4回開催し、当社製造物もしくは販売物におけるリスクとその対応策について審議しました。

当期は取締役会を12回、執行役員会を11回開催し、業務執行に関する重要事項を協議・決定するとともにグループ各社の職務執行の監督を行いました。全ての監査等委員は取締役会に出席しております。また、常勤監査等委員は執行役員会に出席しております。

内部監査部門では、当社及びグループ会社を監査し、監査結果を代表取締役社長ならびに監査等委員会に報告のうえ、必要に応じて改善指導を行いました。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点において買収への対抗措置を導入していません。その理由として、買収への対抗措置が必ずしも有効に機能するとは限らず、かつ導入により株価が下がり、かえって買収リスクを高めかねないと思われるためです。当社は、全てのステークホルダーとの関係を密にして、業績を上げかつ当社を深く理解していただき、企業価値を常に高めることが重要と考えております。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、安定的な利益配分を基本とし、配当を行ってまいります。

また、自己株式の取得につきましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

これらの方針のもと、中間配当金は、普通株式1株当たり21円、第1種優先株式1株当たり27円とさせていただきます。

また、当期の年間配当金は、中間配当金とあわせて、普通株式1株当たり42円、第1種優先株式1株当たり54円とさせていただきます予定であります。

なお、内部留保は、企業価値を高めるための投資等に活用し、企業価値の増大、すなわち株主の皆様への投資価値の増大に努め、将来の事業発展を通じて積極的に還元させていただきます所存であります。

---

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2024年4月30日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>186,697</b>	<b>流動負債</b>	<b>73,010</b>
現金及び預金	84,461	買掛金	23,937
受取手形	67	短期借入金	13,500
売掛金	52,895	リース債務	936
商品及び製品	28,992	未払金	1,448
材料及び貯蔵品	8,553	未払費用	25,209
前払費用	3,028	未払法人税等	3,534
関係会社短期貸付金	739	未受取収益	14
未収金	7,491	賞与引当金	3,415
そ の 引 当 金	△12	そ の 他	1,013
<b>固定資産</b>	<b>107,124</b>	<b>固定負債</b>	<b>49,611</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>45,497</b>	社債	10,000
建物	10,567	長期借入金	29,250
構築物	204	リース債務	1,458
機械及び装置	2,014	退職給付引当金	6,395
車両運搬具	15	再評価に係る繰延税金負債	719
工具器具備品	12,538	そ の 他	1,788
土地	15,182	<b>負債合計</b>	<b>122,622</b>
一 般 資 産	3,686	<b>純資産の部</b>	
建設仮勘定	1,288	<b>株主資本</b>	<b>175,486</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>4,147</b>	資本金	19,912
借地権	80	資本剰余金	20,201
商標	875	資本準備金	5,000
ソフトウェア	2,772	その他資本剰余金	15,201
電話加入権	89	<b>利益剰余金</b>	<b>144,853</b>
その他	329	利益準備金	1,320
<b>投資その他の資産</b>	<b>57,479</b>	その他利益剰余金	143,533
投資有価証券	4,331	固定資産圧縮積立金	523
関係会社株	37,420	別途積立金	124,616
出資金	9	繰越利益剰余金	18,393
関係会社出資金	1,051	<b>自己株式</b>	<b>△9,480</b>
関係会社長期貸付金	3,150	評価・換算差額等	△4,392
破産更生債権等	25	その他有価証券評価差額金	1,661
長期前払費用	2,013	土地再評価差額金	△6,053
繰延税金資産	4,216	<b>新株予約権</b>	<b>104</b>
敷金・保険掛金	1,879	<b>純資産合計</b>	<b>171,199</b>
事業保険掛金	1,777	<b>負債純資産合計</b>	<b>293,821</b>
そ の 引 当 金	1,702		
貸倒引当金	△99		
<b>資産合計</b>	<b>293,821</b>		

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2023年5月1日から  
2024年4月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		329,069
売 上 原 価		208,083
売 上 総 利 益		120,985
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		102,166
営 業 利 益		18,819
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,534	
為 替 差 益	996	
そ の 他	609	3,141
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	115	
社 債 利 息	28	
貸 貸 費 用	45	
貸 貸 建 物 減 価 償 却 費	62	
リ ー ス 解 約 損 失	52	
そ の 他	162	466
経 常 利 益		21,493
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	116	118
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 損	226	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	172	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	923	
退 職 給 付 制 度 改 定 損	79	1,402
税 引 前 当 期 純 利 益		20,210
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,084	
法 人 税 等 調 整 額	312	6,396
当 期 純 利 益		13,813

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2023年5月1日から)  
(2024年4月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 剰 余 金					利 益 剰 余 金					
	資本金	資本準備金	その 他 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計	その他利益剰余金					
固 定 資 産 積 立 金						定 額 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 上 積 立 金	繰 下 積 立 金	越 前 積 立 金	利 剰 余 金 計
2023年5月1日残高	19,912	5,000	15,205	20,205	1,320	524	117,616	16,901	136,362		
事業年度中の変動額											
剰余金の配当								△5,323	△5,323		
別途積立金の積立額							7,000	△7,000			
固定資産圧縮積立金の取崩額						△1		1			
当期純利益								13,813	13,813		
自己株式の取得											
自己株式の処分			△3	△3							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	-	-	△3	△3	-	△1	7,000	1,492	8,490		
2024年4月30日残高	19,912	5,000	15,201	20,201	1,320	523	124,616	18,393	144,853		

	株主資本			評価・換算差額等				新 予 約	株 権	純 資 産	計
	自己株式	株主資本計	その 他 有 価 値 金 計	土 地 再 評 価 差 額	地 価 金	評 価 差 額 等	換 算 差 額				
2023年5月1日残高	△6,911	169,568	1,388	△6,053	△4,664			134	165,038		
事業年度中の変動額											
剰余金の配当		△5,323							△5,323		
別途積立金の積立額		-							-		
固定資産圧縮積立金の取崩額		-							-		
当期純利益		13,813							13,813		
自己株式の取得	△2,813	△2,813							△2,813		
自己株式の処分	244	240							240		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			272			272		△29	242		
事業年度中の変動額合計	△2,569	5,918	272	-		272		△29	6,160		
2024年4月30日残高	△9,480	175,486	1,661	△6,053	△4,392			104	171,199		

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2024年4月30日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>243,749</b>	<b>流動負債</b>	<b>96,665</b>
現金及び預金	109,313	買掛金	31,616
受取手形	78	短期借入金	14,442
売掛金	62,352	リース債務	1,682
商品及び製品	43,603	未払費用	31,667
原材料及び貯蔵品	13,752	未払法人税等	4,972
未収入金	9,711	賞与引当金	4,606
その他	5,157	その他	7,677
貸倒引当金	△219	<b>固定負債</b>	<b>74,010</b>
<b>固定資産</b>	<b>110,142</b>	社債	10,000
<b>有形固定資産</b>	<b>74,036</b>	長期借入金	47,306
建物及び構築物	22,868	リース債務	2,572
機械装置及び運搬具	6,044	退職給付に係る負債	7,511
工具、器具及び備品	14,465	再評価に係る繰延税金負債	719
土地	23,154	その他	5,901
リース資産	4,815	<b>負債合計</b>	<b>170,675</b>
建設仮勘定	2,046	<b>純資産の部</b>	
その他	641	<b>株主資本</b>	<b>178,141</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>7,110</b>	資本金	19,912
のれん	1,456	資本剰余金	18,554
ソフトウェア	3,250	利益剰余金	149,154
その他	2,403	自己株式	△9,480
<b>投資その他の資産</b>	<b>28,995</b>	その他の包括利益累計額	3,342
投資有価証券	4,581	その他有価証券評価差額金	1,849
繰延税金資産	7,411	土地再評価差額金	△6,053
その他	17,130	為替換算調整勘定	7,046
貸倒引当金	△127	退職給付に係る調整累計額	499
<b>資産合計</b>	<b>353,892</b>	新株予約権	104
		非支配株主持分	1,627
		<b>純資産合計</b>	<b>183,216</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>353,892</b>

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2023年5月1日から)  
(2024年4月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		453,899
売上総利益		276,832
販売費及び一般管理費		177,067
営業利益		152,044
営業外収益		25,023
受取利息	451	
受取配当金	89	
持分法による投資利益	170	
プリペイドカード失効益	175	
為替差益	1,088	
助成金の収入	13	
その他	488	2,478
営業外費用		
支払利息	481	
その他	339	820
経常利益		26,681
特別利益		
固定資産売却益	10	
固定資産受贈益	3	
投資有価証券売却益	158	172
特別損失		
固定資産売却損	6	
固定資産廃棄損	252	
減損損失	1,815	
投資有価証券評価損	172	
退職給付制度改革評価損	80	2,328
税金等調整前当期純利益		24,525
法人税、住民税及び事業税	8,506	
法人税等調整額	33	8,539
当期純利益		15,985
非支配株主に帰属する当期純利益		335
親会社株主に帰属する当期純利益		15,650

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年5月1日から)  
(2024年4月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
2023年5月1日残高	19,912	18,558	138,827	△6,911	170,386
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△5,323		△5,323
親会社株主に帰属する当期純利益			15,650		15,650
自己株式の取得				△2,813	△2,813
自己株式の処分		△3		244	240
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△3	10,327	△2,569	7,754
2024年4月30日残高	19,912	18,554	149,154	△9,480	178,141

	その他の包括利益累計額						新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計
	そ の 他 有 土 地 為 替 換 算 退 給 所 他 の 新 株 非 純	価 差 評 金 再 差 額 金	調 整 勘 定 整 累 計 額	の 包 括 利 益 計 算 額	予 約 株 権	支 配 株 主 持 分			
2023年5月1日残高	1,693	△6,053	4,132	429	202	134	1,404	172,128	
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当								△5,323	
親会社株主に帰属する当期純利益								15,650	
自己株式の取得								△2,813	
自己株式の処分								240	
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	155	—	2,914	69	3,140	△29	222	3,333	
連結会計年度中の変動額合計	155	—	2,914	69	3,140	△29	222	11,087	
2024年4月30日残高	1,849	△6,053	7,046	499	3,342	104	1,627	183,216	

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月19日

株式会社伊藤園  
取締役会 御中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人  
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 袖 川 兼 輔  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 山 根 洋 人  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 加 瀬 幸 広  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社伊藤園の2023年5月1日から2024年4月30日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2024年6月19日

株式会社伊藤園  
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 袖川 兼輔

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山根 洋人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加瀬 幸広

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社伊藤園の2023年5月1日から2024年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社伊藤園及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年5月1日から2024年4月30日までの第59期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会は、当社及び当社グループの良質な企業統治体制を確立し、健全で持続的な成長と社会的信頼の向上に資することを監査の基本の方針として、監査等委員会が定めた当期の監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、内部監査部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社についても、監査計画に基づき往査を実施し、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。さらに、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について、監査計画、四半期レビュー結果、期末監査結果等の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が行う主要な事業所の往査に立会い、その職務の執行状況も確認いたしました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」は相当であると認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年6月25日

株式会社 伊藤園 監査等委員会

常勤監査等委員 近 藤 清 ㊟

監査等委員 白 井 祐 一 ㊟

監査等委員 横 倉 仁 ㊟

- (注) 1. 監査等委員白井祐一、横倉仁は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。
2. 当社は、2023年7月26日開催の第58期定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したため、2023年5月1日から2023年7月25日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

## 株主総会 会場のご案内

会場 | グランドプリンスホテル新高輪 国際館パミール 3階 こんろん 崑崙

東京都港区高輪三丁目13番1号

電話：03-3442-1111

交通 | JRまたは京浜急行「品川」駅（高輪口）下車 高輪口（西口）より徒歩約8分

都営地下鉄浅草線「高輪台」駅 下車

A1出口より徒歩約6分

### 最寄駅からのアクセス



### NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンでご案内します。右図を読み取りください。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。